

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、観光需要が回復していくと想定される中、運転者がバスの運転業務から離れていることによる運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されます。

つきましては、輸送の安全確保の徹底を図るため、傘下会員事業者に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。特に、昨年度に相次いで大型バスの事故が発生したことを踏まえ、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（令和5年1月6日付け改正）」を活用し、運転者への指導を徹底すること。
2. 運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が再び運転業務を行う際は事前に運転者に対して実技等による指導及び監督を実施すること。

3. 事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。

以上

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp